

第17号議案

加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年加東市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
(休職の効果)	(休職の効果)

第6条 〔略〕

〔新設〕

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事項が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3・4 〔略〕

第6条 〔略〕

2 前項の場合において、法第28条第2項第1号の規定により休職を命じられた職員が復職し、その復職の日から起算して1年（精神疾患にあつては3年）以内に再び当該休職の事由とされた負傷又は疾病（以下この項において「傷病」という。）と同一の傷病（傷病名が異なる場合であっても、当該休職の事由とされた傷病と因果関係があると認められる傷病を含むものとし、精神疾患にあつては、いずれの傷病名であっても全て同一の傷病とみなす。以下この項において同じ。）により休職を命じられるときの当該職員の休職の期間は、当該復職前の同一の傷病による休職の期間（この項の規定により通算された休職の期間がある場合にあっては、通算後の休職の期間）を通算するものとする。

3 任命権者は、第1項の規定による休職の期間中であっても、その事項が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

4・5 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に休職を命じられ、又はこの条例の施行の際現に休職を命じられている職員について適用する。この場合において、同日前の休職の期間は、同項の規定にかかわらず、同項の休職の期間に通算しない。

## 第 17 号議案 要旨

加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項第 1 号の規定により休職を命じる場合の休職の期間についてその取扱いを明確化するため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 同一の傷病での休職の期間を通算することを明文化すること。（第 6 条関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（第 6 条関係）

### 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日